

令和6年度 警視庁留置施設視察委員会からの意見と措置

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第23条に基づき、上記委員会が、留置業務管理者に述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の概要を以下のとおり公表する。

種別	意見の要旨	措置の内容
1 共通	<p>【居室の照明について】</p> <p>視察を通して、留置施設の居室がLED化されたことにより、就寝時の照明が明るいと意見が出ていることから、居室内の照明について検討を願いたい。</p>	<p>留置施設を含め、警察施設のLED化は進んでいる。夜間照明については、今後LED化への設備変更を考慮し、睡眠を妨げない照明と警戒可能な照明を考慮したLEDの調光・減光機能の設置に向けて、施設課等関連部署と検討中である。</p>
2 共通	<p>【震災発生時の対応について】</p> <p>震災をはじめとした各種災害に対し、担当官休憩室の耐震補強、被留置者非常食の個別管理、各種装備資機材の点検・管理の推進の検討を願いたい。</p>	<p>震災等各種災害に対し、担当官休憩室の耐震用突っ張り棒、L字フックを使用した耐震補強、被留置者用非常食の個別管理が、推進されているところではあるが今一度の点検・確認を促した。</p>
1 個別	<p>【外国語書籍の利用促進】</p> <p>外国人被留置者に対し、留置管理第一課で管理している外国語書籍の利用促進の検討を願いたい。</p>	<p>各留置施設に対し、視察や巡視を通じて、留置管理第一課の貸出用外国語書籍の利用を促進した。</p>
2 個別	<p>【電気カミソリの保守管理】</p> <p>電気カミソリは、被留置者個々に貸与しているが、管理・衛生面上、保管する際は、外刃が触れないような施策の検討を願いたい。</p>	<p>各種保管ケースを用意するとともに、電気カミソリの外刃が保管ケースに接触しないよう仕切りをつけるなどの措置を講じた。</p>

※ 種別欄 「共通」は、全ての留置施設に共通するもの
「個別」は、一部の留置施設についてのもの